

地域密着型サービスについて

1. 地域密着型サービスとは

平成18年4月1日から新しく出来たサービスです。高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、み近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として創設されました。

2. 地域密着型サービスの特徴

- ① サービス事業所の指定は、市町村が行います。
- ② 指定をした市町村の被保険者のみが利用できます。
- ③ 指定をした保険者が、指導監査を実施します。

3. 本町の地域密着型サービス

サービス種類	事業所名	住所	指定年月日
認知症対応型共同生活介護	グループホーム とよやまの憩	流川22番地	平成22年11月1日
通所介護	デイサービスセンター しいの木	諏訪270番地	平成28年4月1日
通所介護	マウス・マウス デイサービスセンター	高添136番地	平成28年4月1日

